

日本橋支部電子メールアドレス管理・利用規約

（目的）

- 1 この規約は、東京税理士会（以下「本会」という。）から会員に配布された電子メールアドレス（以下「メールアドレス」という。）について、東京税理士会日本橋支部（以下「本支部」という。）における管理及びその利用について定めることを目的とする。

（管理）

- 2 メールアドレスの管理は、支部長が行う。

（利用）

- 3 支部長は、支部業務を行うために、本会で定める「電子メール運用規約」7に規定する範囲内で、本支部と本支部会員との連絡用にこのメールアドレスを利用することができる。ただし、訃報の連絡には、これを利用しない。
なお、本支部から送付するメールの内容については、当分の間、受け取れない本支部会員に不利にならないように配慮しなければならない。

（守秘義務）

- 4 支部長は、このメールアドレスを公開してはならない。

（利用停止及び廃棄）

- 5 本支部会員が次の各号の一に該当したときは、直ちに当該会員のメールアドレスの利用停止を行うとともに、当該会員のメールアドレスを廃棄する。
 1. 本会で定める「電子メール運用規約」9に該当することとなった場合。
 2. 本支部の会員でなくなったとき。

（改廃）

- 6 この規約を改廃しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。

（この規約の疑義の決定）

- 7 この規約に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、幹事会で決定する。

附 則

この規約は平成16年5月1日から施行する。